

第3章 施策の体系

【計画の理念】

障害のある、なし、あるいは障害の種類や程度にかかわらず、地域社会全体から必要な支援を得ながら、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進める

【施策の方向性】

1 地域で支える基盤づくり (自助・共助・公助のバランス)

- (1) 地域における支援体制の整備
- (2) ボランティア活動の推進
- (3) 障害者福祉基盤の整備

2 快適に過ごせる環境づくり (ハードとソフトのバリアフリー)

- (1) 障害と障害のある人への理解
- (2) 人にやさしいまちづくりの推進
- (3) 外出の支援

3 生きがいを持って暮らせるまちづくり (主体性のある社会参加)

- (1) 育成支援体制の整備
- (2) 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進
- (3) 適性や能力に応じた就労の場の確保
- (4) 余暇活動・生涯学習活動の充実

4 安心して暮らせるまちづくり (個人の権利といのちを守るしくみ)

- (1) 権利擁護体制の活用
- (2) サービスの質の確保・向上
- (3) 保健・医療体制の充実
- (4) 緊急時対策、防災・防犯対策の充実

5 自分にあった生き方ができるまちづくり (個性と自己選択の尊重)

- (1) 地域における生活基盤の整備
- (2) 福祉サービスの充実

6 情報提供・相談体制のしくみづくり (自立した生活を支える基盤)

- (1) 情報提供体制の充実
- (2) 相談体制の充実
- (3) コミュニケーション・情報取得に対する支援の充実

別掲：【西東京市障害福祉計画】（59頁から97頁）

本市では、障害者計画と障害福祉計画を一体的に策定しましたが、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画については、別掲としてまとめてあります。